

学位論文に係る評価基準(文学研究科)

学位(修士)論文	
学位論文審査及び最終試験についての申し合わせ事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審査希望者は、指導教員の承認を得て、論文及び必要書類を研究科長を経て学長に提出する。 2. 研究科委員会の議を経て、研究科委員の中から主査1名、副査2名の審査委員を定める。 3. 審査委員会は、論文の審査、最終試験及び学力を確認し、学位を授与できるか否かの意見をまとめ、研究科長に文書で報告する。 4. 研究科委員会は、審査委員会からの報告を受けて、学位を授与すべきか否かを議決する。
修了基準について	修士論文にかかわる特講の演習4単位を含め32単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
修士論文の審査の基準	<p>審査対象となるものは学術論文であり、かつ客観性を確保していなければならない。審査の基準は、以下の各項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 論文の主題が先行研究を踏まえた学術的な意義を持つこと。 2. 単なる報告に終わることなく、独自の調査を踏まえた論考がなされていること。 3. 考察及び論述において、客観性を確保していること。 4. 結論又は論証過程において、独創性が認められること。

学位論文に係る評価基準(文学研究科)

学位(課程博士・論文博士)論文	
学位論文審査及び最終試験についての申し合わせ事項	<p>〈受理審査〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 課程博士審査希望者は指導教員の承認を得て、論文博士審査希望者は研究科委員会で申請資格の審査を受け合格した者は、論文及び必要書類を研究科長に提出し、あらかじめ博士学位論文提出の可否について受理審査を受ける。 2. 研究科委員会の議を経て、研究科委員の中から主査1名、副査2名からなる受理審査委員会を設置する。 3. 受理審査委員会は、論文の審査を行い、本審査を申請できるか否かの意見を添え、研究科長に文書で報告する。 4. 研究科委員会は受理審査委員会の報告を受けて、受理の可否を議決する。 <p>〈本審査〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請者は、指導教員の承認を得て、論文及び必要書類を研究科長を経て学長に提出する。 2. 研究科委員会の議を経て、研究科委員の中から主査1名、副査2名以上（ただし、必要に応じて研究科委員以外の本学教授又は准教授及び他大学の教授又は准教授を副査に加えることができる。）からなる審査委員を定める。 3. 審査委員会は、論文の審査、最終試験及び学力の確認を行い、学位を授与できるか否かの意見を添え、研究科委員会に文書で報告する 4. 研究科委員会は、学位を授与すべきか否かを議決する。
修了基準について	<p>〈課程博士申請者資格基準〉</p> <p>主題に関する学術論文が、3点程度あることを原則とし、その一部は、公刊されていなければならない。</p> <p>〈課程博士修了基準〉</p> <p>博士論文にかかわる特別研究4単位及びその課題演習4単位、計8単位を必修とし、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。</p> <p>〈論文博士申請者資格基準〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専攻分野について研究者として顕著な業績をあげ、独創的な研究活動に邁進し、かつそれを支える豊かな学識を有すること。 2. 主題に関する学術論文は、単著10点以上あることを原則とする。このうち少なくとも3点は、学会誌に採用された論文を含まなければならない。学会誌に採用された論文を含めない場合は、単著30点以上あることを原則とする。いずれもその一部は、公刊されていなければならない。
博士論文の審査の基準	<p>〈課程博士〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原則として単独で執筆した著書1冊分相当の独創性と体系性に富む学術論文でなければならない。 2. 専攻分野について研究者として自立し、研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有すること。 <p>〈論文博士〉</p> <p>豊かな学識に基づいた独創的な研究で、顕著な成果が認められること。</p>

学位論文に係る評価基準(総合政策学研究科)

学位(修士)論文	
学位論文審査及び最終試験についての申し合わせ事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主査・副査の決定 修士論文の審査は、透明性・公平性を維持するため、総合政策学研究科委員会において選出された主査1名、副査2名の大学院担当教員で行う。 2. 最終試験の実施 論文審査に当たる教員3名は、修士論文の審査後、公開発表会における発表方法及び質疑応答を勘案しつつ、論文内容を中心として口頭試問を実施する。 3. 修士論文の判定並びに修士課程修了判定 論文審査に当たる教員3名は、修士論文の審査及び最終試験の判定を行い、修了要件にあてはまる「ディプロマ・ポリシー」に照らし、学位を授与するにふさわしいかどうか、「論文審査報告書」でもって、総合政策学研究科委員会に報告する。総合政策学研究科委員会は、修士課程修了の判定を審議し、学長に報告する。 4. 修士課程の修了及び学位の授与 学長は、総合政策学研究科委員会の判定結果に基づき、修士課程の修了を認定し、修士の学位を授与する。
修了基準について	<p>必修科目2科目8単位「総合政策学体系論」「総合政策学特別研究」、1つ以上の学問分野の専門科目と専門演習科目を含み、合計30単位以上を修得し、修士論文の審査に合格すること。</p>
修士論文の審査の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学術研究としての評価・妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合政策学の学問領域(問題解決学としての社会科学)に属する研究テーマであること ・ 先行研究を十分に渉猟し、独自性のあること ・ 学問の発展に寄与できること ・ 研究目的が明確である。 2. 研究方法の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証性のある研究であり、論証が明確であること ・ 母国語以外の先行研究が1つ以上引用されていることが望ましい(研究テーマによっては不要な場合もありえる) 3. 倫理的配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 記述内容や研究方法において倫理的配慮が十分に払われていること(例:フィールド調査結果やアンケート結果の匿名性が担保されている) ・ 先行研究の結果の引用、各機関の調査結果などの出典が明確であり、web上のデータ引用を含め著作権法上の問題を生じていないこと 4. 研究成果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 独自性のあること ・ 社会に対して何らかの改善点を示す「問題解決策」の提示があること 5. 論理の一貫性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 論旨が一貫していること

学位論文に係る評価基準(工学研究科)

学位(修士)論文	
学位論文審査及び最終試験についての申し合わせ事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審査希望者は、指導教員の承認を得て、必要書類を提出する。指導教員は、審査委員(案)を選定する。 2. 審査委員は主査1名、副査2名以上とし、研究科委員の中から定める。ただし、上記委員に加えて必要に応じて研究科委員以外の本学教授又は准教授及び他大学の教授又は准教授を副査に加えることができる。研究科委員会は審査委員会を承認する。 3. 審査委員会は、修了基準、修士論文の審査、修士論文発表会における審査を行い、これらから学位授与の論文審査結果をまとめ、研究科委員会に報告する。修士論文発表会は口頭発表(20分)と質疑応答(10分)で行い、情報表現力及びプレゼンテーション等に対する質疑に的確に受け答えができるか否かによって研究成果を評価する。 4. 研究科委員会は、審査委員会からの報告を受けて、学位を授与すべきか否かを議決する。
修了基準について	<p>専門科目より主専攻領域のゼミナール2単位と特別研究2単位の必修科目の計4単位を含めた、合計30単位以上を修得するとともに、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。</p>
修士論文の審査の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学術的重要性・妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・学術的に重要な研究テーマである。 ・先行研究・文献との関連は十分にある。 ・工学の発展に寄与し、波及効果が期待できる。 ・研究目的が明確である。 2. 研究計画・方法の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・研究目的を達成するために適切な研究方法が用いられている。 ・科学的根拠に基づいた研究方法が用いられている。 ・研究方法が具体的に記述されている。 3. 倫理的配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・研究方法、対象の選定、記述に倫理的配慮が十分に払われている。 ・研究公正の観点から問題がない。 4. 研究成果 <ul style="list-style-type: none"> ・研究に新規性が認められる。 5. 論理の明確性、一貫性 <ul style="list-style-type: none"> ・論旨は明確で、一貫性がある。 ・結果と考察の整合性がある。

学位論文に係る評価基準(工学研究科)

学位(課程博士・論文博士)論文	
学位論文審査及び最終試験についての申し合わせ事項	<p>〈予備審査〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審査希望者は、指導教員を通して必要書類を提出する。指導教員、審査委員(案)を選定する。 2. 審査委員は主査1名、副査2名(以上)とし、研究科委員の中から定める。ただし、上記委員に加えて必要に応じて研究科委員以外の本学教授又は准教授及び他大学の教授又は准教授を副査に加えることができる。研究科委員会は審査委員会を承認する。 3. 審査委員会は、修了基準、学位論文の審査、発表会相当のプレゼンテーションを行い、それらをもとに審査委員が指摘した修正箇所を反映した学位論文を審査、本審査を申請できるか否かの意見を添え、研究科委員会に文書で報告する。 4. 研究科委員会は審査委員会からの報告を受けて、本審査を申請すべきか否かを議決する。 <p>〈本審査〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審査希望者、予備審査で指摘された箇所を修正した学位論文を提出する。 2. 審査委員会は予備審査メンバーの継続でも良いし、より専門性が高い教員をメンバーに加え新しく編成することが出来る。審査委員会を再編成した場合研究科委員会の承認を得る。 3. 審査委員会は、学位論文の審査、学位論文発表会における審査をおこない、これらから学位授与の論文審査結果を、研究科委員会に報告する。学位論文発表会は開催の少なくとも1週間前までには本研究科ホームページ等で開催の通知を行い、日時、場所、論文題目等を公開のもで行う。博士論文発表会は、口頭発表(30分)と質疑応答(20分)で行い、情報表現力及びプレゼンテーション等に対する質疑に的確に受け答えが出来るか否かによって、研究成果を評価する。 4. 研究科委員会は審査委員会からの報告を受けて、学位論文を閲覧投票によって学位授与を全会一致でもって承認する。
修了基準について	<p>〈課程博士論文申請資格基準〉</p> <p>申請者は審査制度のある学術雑誌に1編以上の論文を発表し、査読付き国際会議のProceedingsの論文1編を含めて2編以上(ただし、英文論文1編以上を含む)の論文数があり、システム制御工学専攻では、システム制御工学基礎特別研究又はシステム制御工学応用特別研究2単位、システム制御工学基礎分野2単位、システム制御工学応用分野2単位、計6単位を含み、8単位以上、ナノ物質工学専攻では、ナノ物質工学ゼミナールⅡ 2単位、ナノ物質工学特別研究Ⅱ 6単位を修得しかつ博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。</p> <p>〈論文博士申請資格基準〉</p> <p>申請者は審査制度のある学術雑誌に2編以上の論文を発表し査読付き国際会議のProceedingsの論文1編を含めて3編以上(ただし、英文論文1編以上を含む)の論文数があり、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。</p>

博士論文の
審査の基準

以下の①～③全てを満たすこと。

① 本審査の審査委員会が下記の1～7の項目についてそれぞれ10点満点で評価し、その合計点が主査・副査ともに60%以上であること。

② 本審査の審査委員会が発表会において申請者のプレゼンテーション及び質疑応答が十分であると判断されること。

③ ①②をもとに大学院工学研究科委員会の協議によって、申請者が博士として妥当であると承認されること。

1. 研究題目・問題設定の妥当性・研究目的の明示

(1) 研究題目が内容を反映したものになっている。

(2) 問題設定と着想が先行研究と対比しつつ明確に示されている。

(3) 研究の目的が明瞭に示されており、なおかつ妥当である。

以上3つの観点に基づいて、10点満点で評価する。

2. 研究方法の妥当性

(1) 目的を達成するために適切な手法がとられている。

(2) 結論を導くための必要なデータがすべて記載されている。

(3) 実験データより結果が合理的に導き出せる。

以上3つの観点に基づいて、10点満点で評価する。

3. 結果の考察・まとめ・結論の妥当性・今後の展開の明示

(1) 得られた結果について論理的に評価・考察を行っている。

(2) 当該研究分野の他の研究と比較して学術的整合性が保たれている。

(3) 結論が実験結果と矛盾せず整合性がある。

(4) 今後の課題として残された問題について適切に記述されている。

以上4つの観点に基づいて、10点満点で評価する。

4. 論文の体裁・記述法の妥当性

(1) 工学研究科の定めた論文の作成要綱に従っている。

(2) 学術論文としての語句の使い方や文章表現等が適切である。

(3) 図表がわかりやすく明確に示されている。

(4) 文献が適切に引用されている。

(5) 研究を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続を行っている。

以上5つの観点に基づいて、10点満点で評価する。

5. プレゼンテーション：論文及び口頭発表の論理性・分かり易さ・質疑応答

(1) 制限時間を遵守したプレゼンテーションを行った。

(2) 口頭発表の内容が論理的でわかりやすいものとなっている。

(3) 質疑に対する応答が適切である。

以上3つの観点に基づいて、10点満点で評価する。

6. 該当する専門分野の専門的な知識の有無

(1) 博士論文の対象となる専門分野の知識・技能を十分に有している。

(2) 関連する研究分野の知識を十分に有している。

以上2つの観点に基づいて、10点満点で評価する。

7. 成果の水準・独創性・総合的な評価

(1) 工学領域の博士論文として十分なレベルに達している。

(2) 新規性があり、独創的な研究を行っている。

以上2つの観点に基づいて、10点満点で評価する。

学位論文に係る評価基準(人間生活学研究科)

学位(修士)論文	
学位論文審査及び最終試験についての申し合わせ事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審査希望者は、指導教員の承認を得て、必要書類を研究科長を経て学長に提出する。学長は研究科委員会の議を経て、その論文の審査委員会（主査1名、副査2名以上）を結成する。 2. 審査委員会は、論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。 3. 審査委員会は公開論文発表会を開催し、学位申請者は研究内容を口頭発表する。発表時間は20分、質疑応答10分とする。 4. 審査委員会は、以下の学位論文審査基準により論文審査を行う。 最終試験の評価にあたっては次の1)及び2)を基準とし、最終試験が60点以上を合格とする。 1) 人間生活学の専門知識を修得していること。 2) 専攻分野に関する学術の理論と応用を学修していること。 学力の確認は、口頭又は筆答試問により行い、外国語は1種類を課し、60点以上を合格とする。 5. 審査委員会は、学位を授与できるか否かの審査結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位授与の可否を議決する。
修士基準について	<p>専攻ごとに定める必修科目の単位数（食物学専攻14単位、生活環境情報専攻8単位、児童学専攻8単位、心理学専攻(臨床心理学コース) 24単位)を含め、食物学専攻、生活環境情報学専攻および児童学専攻は30単位以上、心理学専攻（臨床心理学コース）は34単位以上を修得した上で、修士論文の審査及び最終試験と学力の確認に合格しなければならない。</p>
修士論文の審査の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 論文のテーマ・内容に人間生活学の進展に貢献があること。 2. 関連研究の引用、展望が行われていること。 3. 論旨・記述、理論、解析、実験・調査が適切に行われていること。 4. 結論が正確かつ十分に記述されていること。

学位論文に係る評価基準(人間生活学研究科)

学位(課程博士・論文博士)論文	
学位論文審査及び最終試験についての申し合わせ事項	<p>1. 審査希望者は、指導教員の承認を得て、必要書類を研究科長を経て学長に提出する。学長は研究科委員会の議を経て、その論文の審査委員会（主査1名、副査2名以上）を結成する。</p> <p>2. 審査委員会は、論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。</p> <p>3. 審査委員会は公開論文発表会を開催し、学位申請者は研究内容を口頭発表する。発表時間は30分、質疑応答15分とする。</p> <p>4. 審査委員会は、以下の学位論文審査基準により論文審査を行う。 最終試験の評価にあたっては次の1)及び2)を基準とし、最終試験が60点以上を合格とする。</p> <p>1) 人間生活学の高度な専門知識を修得していること。 2) 専攻分野に関する学術の理論と応用を究めていること。</p> <p>学力の確認は、口頭又は筆答試問により行い、外国語は1種類を課し、60点以上を合格とする。</p> <p>5. 審査委員会は、学位を授与できるか否かの審査結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位授与の可否を議決する。</p>
修了基準について	<p>1. 博士論文にかかわる特別研究を含め、臨床人間学、食生活学、生活環境学の専門分野から8単位以上、共通から2単位以上合わせて10単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験と学力の確認に合格しなければならない。</p> <p>2. 論文が学術雑誌（査読付）に公刊又は査読完了のこと。</p> <p>3. 論文博士申請論文としてまとめた論文であり、学術雑誌（査読付）に公刊又は査読完了された論文内容を含むものとする。</p>
博士論文の審査の基準	<p>博士論文の審査にあっては、以下を基準とする。</p> <p>1. 論文のテーマ・内容に人間生活学の進展に貢献があること。</p> <p>2. 関連研究の引用、展望が十分に行われていること。</p> <p>3. 論旨・記述、理論、解析、実験・調査が十分に行われていること。</p> <p>4. 論証に対して結論が正確かつ十分に記述されていること。</p> <p>5. 研究に、新たな知見がえられていること。</p>

学位論文に係る評価基準(看護学研究科)

学位(修士)論文	
学位論文審査及び最終試験についての申し合わせ事項	<p>(1)審査希望者は、指導教員の承認を得て、必要書類を看護学研究科長を経て学長に提出する。学長は研究科委員会の議を経て、審査委員を決める。</p> <p>(2)審査委員は主査1名、副査2名以上とし、研究科委員の中から定める。ただし、必要に応じて研究科委員以外の本学教授又は准教授及び他大学の教授又は准教授を副査に加えることができる。</p> <p>(3)審査委員会は、論文、論文の審査、最終試験及び学力を確認し、学位を授与できるか否かの意見をまとめ、研究科委員会に報告する。</p> <p>(4)研究科委員会は、審査委員会からの報告を受けて、学位を授与すべきか否かを議決する。</p>
修了基準について	<p>共通科目より必修科目6単位と、専門科目より主専攻領域の選択必修科目14単位の計20単位、又、副専攻領域の「特論」2～4単位、選択科目より8～10単位以上の計12単位、合計32単位以上を修得するとともに、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。</p>
修士論文の審査の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学術的重要性・妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・学術的に重要な研究テーマである。 ・先行研究・文献との関連は十分である。 ・看護実践あるいは看護学の発展に寄与し、波及効果が期待できる。 ・研究目的が明確である。 2. 研究計画・方法の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・研究目的を達成するために適切な研究方法が用いられている。 ・科学的根拠に基づいた研究方法が用いられている。 ・研究方法が具体的に記述されている。 3. 倫理的配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・研究方法、対象の選定、記述に倫理的配慮が十分に払われている。 ・研究公正の観点から問題がない。 4. 研究成果 <ul style="list-style-type: none"> ・研究に新規性が認められる。 5. 論理の明確性、一貫性 <ul style="list-style-type: none"> ・論旨は明確で、一貫性がある。 ・結果と考察の整合性がある。

学位論文に係る評価基準(看護学研究科)

学位(課程博士・論文博士)論文	
学位論文審査及び最終試験についての申し合わせ事項	<p>〈予備審査〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審査希望者(論文博士の学位論文申請者に該当する者で、研究科委員会で申請資格の審査を受け合格した者)は、指導教員の承認を得て、必要書類を研究科長に提出し、あらかじめ博士學位論文提出の可否について予備審査を受ける。 2. 学長は研究科委員会の議を経て、審査委員主査1名、副査2名以上を研究科委員の中から定める。ただし、必要に応じて研究科委員以外の本学教授又は准教授及び他大学の教授又は准教授を副査に加えることができる。 3. 審査委員会は、論文の審査を行い、本審査を申請できる否かの意見を添え、研究科委員会に文書で報告する。 4. 研究科委員会は審査委員会からの報告を受けて、予備審査の可否を議決する。 <p>〈本審査〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本研究科の博士後期課程在学者が博士學位論文の審査を受けようとする者(論文を提出して博士の学位を申請する者)は、予備審査終了後、指導教員(論文博士の場合は主査)の承認を得て、必要書類を研究科長を経て、学長に提出する。 2. 学長は研究科委員会の議を経て、審査委員主査1名、副査2名以上を研究科委員の中から定める。ただし、必要に応じて研究科委員以外の本学教授又は准教授及び他大学の教授又は准教授を副査に加えることができる。 3. 審査委員会は、論文の審査、最終試験及び学力の確認を行い、学位を授与できるか否かの意見を添え、研究科委員会に文書で報告する。 4. 研究科委員会は審査委員会からの報告を受けて、学位を授与すべきか否かを議決する。
修了基準について	<p>〈課程博士論文申請資格基準〉</p> <p>共通科目から必修科目2科目4単位及び選択科目1科目2単位を含め6単位以上、専門科目から研究課題に応じた選択科目を1科目2単位、専門科目で選択した演習科目を1科目2単位、「看護学特別研究」必修8単位、合計18単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。</p> <p>〈論文博士申請資格基準〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本研究科の博士後期課程において、3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者 2. 大学院の修士課程(博士前期課程)を修了したのち、5年以上の看護学の研究歴を有する者 3. 大学を卒業したのち、8年以上の看護学の研究歴を有する者 4. 本研究科において資格があると認められた者
博士論文の審査の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学術的重要性・妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・学術的に重要な研究テーマである。 ・先行研究・文献との関連は十分である。 ・看護学の発展に貢献し、波及効果が期待できる。 ・研究目的が明確である。 2. 研究の独創性あるいは新規性 <ul style="list-style-type: none"> ・研究に独創性や新規性が認められる。 3. 研究計画・方法の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・研究目的を達成するために適切な研究方法が用いられている。 ・科学的根拠に基づいた研究方法が用いられている。 ・研究方法が具体的に記述されている。 4. 倫理的配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・研究方法、対象の選定、記述に倫理的配慮が十分に払われている。 ・研究公正の観点から問題がない。 5. 論理の明確性、一貫性 <ul style="list-style-type: none"> ・論旨は明確で、一貫性がある。 ・結果と考察の整合性がある。

学位論文に係る評価基準(薬学研究科)

学位(課程博士・論文博士)論文	
学位論文審査及び最終試験についての申し合わせ事項	<p>1. 審査希望者は、発表会資料を研究科委員会に提出する。研究科委員会は6月又は12月に内審査のための発表会を実施し、それを基に審査すべきか否かを審議・議決した後、主査及び副査(3名、その内1名は学外教員)を決める。</p> <p>2. 審査希望者は、他に必要な書類とともに学位論文を7月末又は1月末までに提出する。</p> <p>3. 学位論文審査は主査及び副査が査読及び本審査を行う。本審査のための発表会は公開で実施する。発表30分、質疑応答10分とする。</p> <p>4. 主査及び副査は、当該学位論文の審査及び最終試験を行う。当該学位論文の審査及び最終試験の報告は研究科委員会の承認を得る。</p> <p>5. 学力確認担当の教員2名を選定し、内審査会及び本審査会にて口頭試問により、学力を確認する。</p> <p>規程等：徳島文理大学大学院薬学研究科学位審査内規・徳島文理大学大学院薬学研究科学位規程実施細則・徳島文理大学大学院薬学研究科課程博士に関する申し合わせ</p>
修了基準について	<p>1. 申請者は審査制度のある学術雑誌に1報以上の論文を発表し、「薬学演習」4単位と「薬学専門研究」12単位の必修科目計16単位と選択専門科目18単位(9科目)以上、計34単位以上を取得し、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならないこととする。</p> <p>2. 論博申請者は同一卒業年次の課程修了者の論文審査開始より1年以上経過していなければならない。審査制度のある学術雑誌に3報以上の論文を発表していること。</p>
博士論文の審査の基準	<p>以下の①～③の全てを満たすこと。</p> <p>① 主査・副査が下記の1～7の項目についてそれぞれ10点満点で評価し、その合計点が主査・副査ともに60%以上であること。</p> <p>② 学力確認担当教員が下記の項目5と6に基づいて、申請者の学力は博士として妥当であると判断できること。</p> <p>③ 大学院薬学研究科委員会の協議によって、申請者が博士として妥当であると承認されること。</p> <p>1. 研究題目・問題設定の妥当性・研究目的の明示</p> <p>(1) 研究題目が内容を反映したものになっている。</p> <p>(2) 問題設定と着想が先行研究と対比しつつ明確に示されている。</p> <p>(3) 研究の目的が明瞭に示されており、なおかつ妥当である。</p> <p>以上3つの観点に基づいて、10点満点で評価する。</p> <p>2. 研究方法の妥当性</p> <p>(1) 目的を達成するために適切な手法がとられている。</p> <p>(2) 結論を導くための必要なデータがすべて記載されている。</p> <p>(3) 実験データより結果が合理的に導き出せる。</p> <p>以上3つの観点に基づいて、10点満点で評価する。</p> <p>3. 結果の考察・まとめ・結論の妥当性・今後の展開の明示</p> <p>(1) 得られた結果について論理的に評価・考察を行っている。</p> <p>(2) 当該研究分野の他の研究と比較して学術的整合性が保たれている。</p> <p>(3) 結論が実験結果と矛盾せず整合性がある。</p> <p>(4) 今後の課題として残された問題について適切に記述されている。</p> <p>以上4つの観点に基づいて、10点満点で評価する。</p>

4. 論文の体裁・記述法の妥当性

- (1) 薬学研究科の定めた論文の作成要綱に従っている。
 - (2) 学術論文としての語句の使い方や文章表現等が適切である。
 - (3) 図表がわかりやすく明確に示されている。
 - (4) 文献が適切に引用されている。
 - (5) 人や動物などを用いている場合、倫理委員会の審査結果等の情報が記載されている。
- 以上5つの観点に基づいて、10点満点で評価する。

5. プレゼンテーション：論文及び口頭発表の論理性・分かり易さ・質疑応答

- (1) 制限時間を遵守したプレゼンテーションを行った。
- (2) 口頭発表の内容が論理的でわかりやすいものとなっている。
- (3) 質疑に対する応答が適切である。

以上3つの観点に基づいて、10点満点で評価する。

6. 該当する専門分野の専門的な知識の有無

- (1) 博士論文の対象となる専門分野の知識・技能を十分に有している。
- (2) 関連する研究分野の知識を十分に有している。

以上2つの観点に基づいて、10点満点で評価する。

7. 成果の水準・独創性・総合的な評価

- (1) 薬学領域の博士論文として十分なレベルに達している。
- (2) 新規性があり、独創的な研究を行っている。

以上2つの観点に基づいて、10点満点で評価する。